

「就労支援事業所等を支援するための個別相談会」開催のご案内

主 催：上西祥之会計事務所

後 援：社団法人 滋賀県社会就労事業振興センター

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、小規模共同作業所がNPO法人に移行し、社会福祉法人が運営する授産施設が新サービス体系に移行し、『就労支援事業会計基準』に従った会計処理が求められるようになりました。

また、国や県の方針により「工賃倍増計画」が推進され、皆様の事業所においても、目標工賃達成指導員の導入のため、「就労収入向上実践計画」の策定が進められていることと存じます。利用者工賃として支払わなければならない額は、一定のルールに従って合理的に計算しなければなりません。そして、利用者の生活の保護に寄与するために、出来るだけ工賃水準を向上していきたいものです。

そこで、今回は、社団法人 滋賀県社会就労事業振興センターのご後援により、「就労支援事業所を支援するための個別相談会」を開催する運びとなりました。当相談会は、毎月1回の所定の日、就労支援事業の会計に関する事、税務（法人税や消費税）及び労務（就業規則に関することなど）に関する事についての個別相談会として開催致します。

この機会に、是非当相談会をご利用賜りますようご案内申し上げます。

敬具

【開催日時及び会場】

開催日時：毎月12日（土・日・休日の場合は翌営業日）AM10:00～18:00

会場：上西祥之会計事務所（草津市野路1丁目8-18 eeビルディング10階）

【個別相談の対象】

会計に関すること

- ・ 就労支援事業会計基準に関すること
- ・ 仕訳などの会計処理に関すること
- ・ 「就労収入向上実践計画書」の策定に関すること
- ・ その他会計に関すること（仕訳の総点検などは除く）

税に関すること

- ・ 消費税や法人税などの申告に関すること
- ・ その他税金に関すること

労務に関すること

- ・ 就業規則や給与規程に関すること
- ・ その他労務に関すること

相談担当者：

税理士・行政書士・社会保険労務士

上西祥之



相談料 1時間まで5千円（源泉徴収後4千5百円、消費税込み）

対象 就労支援事業等を行う社会福祉法人及びNPO法人

お申込方法 次頁の参加申込書に必要事項をご記入の上FAXにてお申し込み下さい。

（毎回、定員となり次第締め切りとなります）

*ホームページにて会場地図をご確認下さい。<http://jonishi-kaikei.tkcfnf.com>

主 催 上西祥之会計事務所

後 援 社団法人 滋賀県社会就労事業振興センター

お問合せ先 上西祥之会計事務所 担当：石田 TEL 077-569-3186 FAX 077-569-3187